平成２２年（フ）第１１４３号
京都府宇治市木幡南山80番地の529
債務者　木戸口則子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９１号
京都市上京区武者小路通小川東入西無車小路町602番地　メゾンドフルール武者小路202号
債務者　鈴木賢三郎
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９１号
京都市右京区梅津南広町81番地の１　梅津グランドハイツ509号
債務者　脇田　浩満
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０４号
京都府八幡市八幡吉原16番地の22　８棟805号
債務者　内藤　有里
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０７号
京都市山科区小山西御所町21番地　ヤングハイツ308号
債務者　昇栄サービスこと　坂井　一樹
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１７号
京都府久世郡久御山町佐古東角56番地
債務者　吉田　峰子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２４号
京都市西京区松尾木ノ曽町34番地２　レジデンス上桂111号
債務者　川田　宏行
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５９号
京都市南区久世大藪町525番地８　サン・レスポアール815号
債務者　ラリークラフトこと　田邉　涼子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９５４号
大阪府松原市上田６丁目７番６―208号
債務者　福壽　規子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１２５号
堺市北区東浅香山町３丁21番地42
債務者　中村　宣子（旧姓重田）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１９１号
堺市南区三原台３丁39番16号
債務者　山本　尚央
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２０１号
堺市東区引野町３丁１番地　初芝グリーンハイツ702号
債務者　福田　宗玄
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２０４号
堺市西区鳳中町２丁48番地１　ライオンズマンション鳳弐番館105号
債務者　瀧本　克次
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２２１号
大阪府柏原市山ノ井町９番34号
債務者　竹内ヒサ子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６００号
大阪府泉南市樽井５丁目14番１―203号
債務者　和田　一義
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６５０号
大阪府岸和田市西之内町26番25号ドリーム岸和田205号室、住民票上の住所大阪府岸和田市西之内町32番28号
債務者　菊田　敏博
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６６０号
大阪府泉南郡熊取町長池１番２―206号、営業所所在地大阪府泉南郡熊取町東和苑１―１
債務者　宮崎クリーニングこと　川元　安治
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係